

# シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

## 可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ —連載を始めます!

まず問題です。  
次のうち、正しいものはどれでしょう。

- ① 裁判員裁判対象事件では、警察において、取調べの録音・録画がなされる率は90%を超えている。
- ② 裁判員裁判対象事件では、日本の警察でもっとも数多く取調べの録音・録画を実施したのは大阪府警本部である。
- ③ 裁判員裁判対象事件で警察が取調べの録音・録画が実施した事例のうち、1回目の録音・録画を実施した時期は、送検前が60%以上となっている。

答は、いずれも「正しい」です。

問題の数字は、7月25日に警察庁が発表した「警察における取調べの録音・録画の試行の検証結果」で示されたものです。ちなみにそれぞれの正確な数字は、次の通りです。まず①については、平成24年3月には全国で54.5%にすぎませんでしたが、その割合は右肩上がりに増え続け、平成25年3月には、裁判員裁判対象事件の91.4%で録音・録画が行われました。②については、平成24年4月から平成25年3月末までの録音・録画の実施件数は、大阪府警が331件で最も多く、次

いで313件の警視庁、さらに189件の愛知県警と続きます。③については、送検前の録画・録音が確実に増え、平成25年3月には、録音録画が実施されたうちの62.8%となっています。次いで逮捕3日目から7日目が15.2%、逮捕8日目から12日目が11.3%と続きます。

現時点では、警察での取調べの録画・録音の試行は、裁判員裁判対象事件、被疑者が知的障がい者である場合に限られています。その実施割合は確実に増えているのです。しかも、その実施時期が早くなる傾向が顕著なのです。あなたがこれから私選紹介（当番）弁護士で駆けつける事件や被疑者国選で指名される事件でも、取調べが録画・録音される可能性は十分にあるのです。しかも、あなたが駆けつけたときには、すでに録画・録音がなされた後なのかもしれません。

それでは、再度問題です。

あなたは、ある殺人事件で私選紹介（当番）弁護士として、派遣されました。次のうち、録画・録音についてのアドバイスとして、正しいものはどれでしょう。

- ① ありのままに説明するように勧める。
- ② 説明はするが、調書には署名押印するように勧める。

③ 黙秘をするように勧める。

④ 録画・録音を拒否するように勧める。

もちろん、実務には、どんな場合でも通用するような正解があるわけではありません。弁護士として、いろいろな状況を把握した上で、的確な分析を加え、適切なアドバイスを選択していく必要があります。状況によっては、上記の①～④以外の選択肢も考える必要があるでしょう。では、どのような状況を把握し、どのような分析を加え、どのような基準でアドバイスを選択していくべきなのでしょう。

これからの弁護実践は、現在法制審議会で議論が進められている取調べの可視化の法制化に大きな影響を及ぼすことが間違いありません。私たちは、依頼者のためにも、将来の可視化実現、すなわち未来の依頼者のためにも、よりよい弁護実践を積み重ねる必要があります。

取調べの可視化実現大阪本部では、私たち弁護士が直面する様々な場面について検討し、アドバイスの指針を明確化していこうと考えています。そして、その研究結果を、本誌に次号以降で順次連載していく予定です。連載が、新時代の弁護実践の羅針盤となることを目指したいと思います。ご期待ください。

## 第18回 弁護士業務改革シンポジウム つなげよう、広げよう、弁護士業務 ～弁護士の使命を全うするために～

日時：2013年11月8日（金）午前10時～午後6時  
場所：神戸ポートピアホテル（神戸市）

もう参加お申込みはお済みですか？

今年の業革シンポでは、以下の7つの分科会を開催します。奮ってご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

申込み方法などの詳細は、ご案内パンフレット（配布済み）と日弁連 HP (<http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2013/131108.html>) にてご確認ください。

- ① 地方自治体の課題と弁護士の役割～実践例と今後の展望～
- ② スポーツ基本法と弁護士の役割  
～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止 グッドガバナンスのために～
- ③ Facebook など SNS と弁護士の関わりと、情報漏えい対策
- ④ 弁護士紹介制度の現状と未来を考える
- ⑤ 弁護士保険制度の更なる充実と安定した制度運営のために  
～どんな事案もカバーする保険の推進と紛争解決のための環境整備と紛争防止のノウハウ～
- ⑥ 高齢社会における民事信託の積極的活用～弁護士業務と民事信託の可能性～
- ⑦ 弁護士による中小企業の海外展開支援～あなたの町の中小企業の挑戦を支えよう～